

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

| | |
|---------------------|---|
| 補助金等の名称 | 手をつなぐ親の会補助金 |
| 補助事業等の目標 | 知的障害者と家族の生活を向上させ、福祉の増進を図る。 (福祉団体への運営支援) |
| 補助事業等の対象者 | 知的障害者とその保護者 |
| 補助対象経費 | 各種講習会等生活の自立、相互の交流を行う事業に対する経費 |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | 予算の範囲内において、40,000 円を上限とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】 事業費約 5 0 万円の概ね 1 割相当の補助額で、運営資金の一部となっている。 |
| 補助事業等の評価 | 補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。 |
| 補助事業等の開始時期 | 昭和 6 2 年 4 月 1 日 |
| 補助事業等の終了時期 | 【終期が 3 年を超える場合の理由】 障害者福祉支援策として、3 年を超え継続することが必要である。 |
| 情報の公表の方法等 | 補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する |
| その他 | |
| 提出書類 | 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。 |
| 担当部署 | 諏訪市 健康福祉部 福祉介護課 障がい福祉係 |

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正 (令和 3 年 11 月 9 日 施行)

令和 8 年 3 月 23 日 一部改正（令和 8 年 4 月 1 日 施行）